

熊本労働局発表
 (局長 金成 真一)
 令和6年4月22日

【照会先】
 熊本労働局労働基準部健康安全課
 課長 吉川 祐基
 安全専門官 近藤 邦博
 (電話) 096 - 355 - 3186

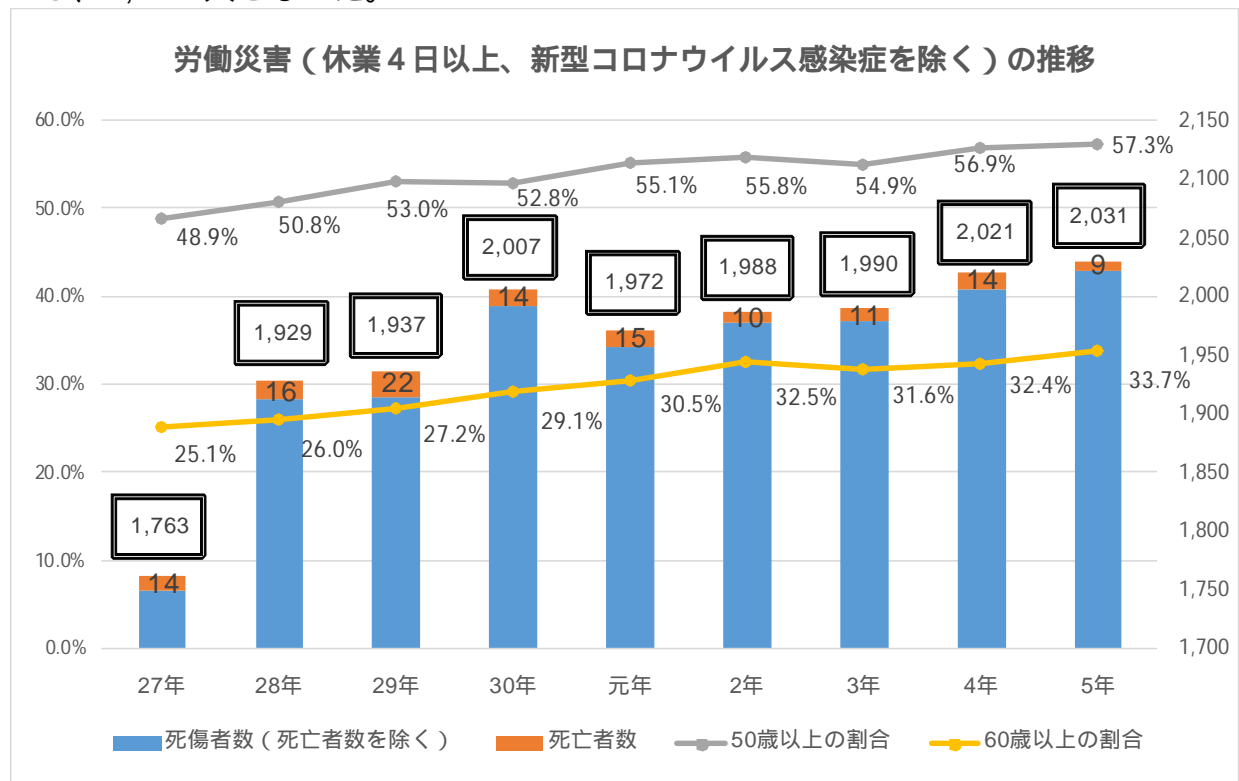
報道関係者 各位

令和5年 熊本県の労働災害発生状況(確定値) ~ 死亡者数9人 過去最少 ~

熊本労働局(局長 金成 真一)は、県下における令和5年に発生した労働災害の発生状況(労働者死傷病報告(休業4日以上)による統計値)をとりまとめましたので公表します。

【概況】

- 1 死亡者数は9人で、令和4年の14人から5人減少、統計データの残る昭和24年以降、過去最少。
- 2 休業4日以上の死傷者数は、令和4年の2,021人に比べて10人(0.5%)増加し、2,031人となった。



【詳細】

- ア 死亡労働災害は、業種別では建設業が最も多い。(表1、表3、図1)
 - イ 最も災害が発生している業種は新型コロナウイルス感染症を除くと、社会福祉施設と小売業である。(表2)
 - ウ 事故の型別では、転倒災害の発生割合が最も高い。(図2)
 - エ 被災者の年齢別では、60歳代以上の高齢労働者の割合が高い。(図3)
 - オ 労働災害の動向を踏まえ、「熊本労働局第14次労働災害防止推進計画」を推進しています。
- 資料を6枚添付します。

令和 5 年死傷災害発生状況（新型コロナウイルス感染症を含む）（確定値）

熊本労働局												令和6年4月8日			
業 種 号	令和 5 年						対 4 年同期比		令和 4 年						
	死傷 者数	年千 人率	(全国) (R4)	構成比 (%)		死亡 者数	増減数	増減比	死傷 者数	年千 人率	構成比 (%)		死亡 者数		
				総計比	小計比						総計比	小計比			
1	食料品	150	8.3	5.9	5.6%	38.1%	-13	-8.0%	163	9.0	4.0%	38.4%			
	木材・木製品	36	18.8	12.3	1.3%	9.1%	3	9.1%	33	17.3	0.8%	7.8%			
	化学工業	13	1.1	1.5	0.5%	3.3%	-5	-27.8%	18	1.5	0.4%	4.2%			
	窯業土石	30	8.9	3.9	1.1%	7.6%			30	8.9	0.7%	7.1%			
	金属製品	36	5.5	4.8	1.3%	9.1%	-14	-28.0%	50	7.6	1.2%	11.8%			
	一般機械器具	15	1.4	1.3	0.6%	3.8%	4	36.4%	11	1.0	0.3%	2.6%			
	電気機械器具	11	0.7	0.8	0.4%	2.8%			11	0.7	0.3%	2.6%			
	輸送機械	25	2.4	1.4	0.9%	6.3%	-6	-19.4%	31	2.9	0.8%	7.3%			
	上記以外	78	3.4		2.9%	19.8%	1	1.3%	77	3.4	1.9%	18.2%			
製造業	394	3.9	2.7	14.7%	100.0%	1	-30	-7.1%	424	4.2	10.4%	100.0%			
2	鉱業	1	4.0	9.9	0.0%		-6	-85.7%	7	28.1	0.2%				
3	土木工事	81	-		3.0%	31.4%	1	-11	-12.0%	92	-	2.3%	31.0%	3	
	建築工事	128	-		4.8%	49.6%	1	-5	-3.8%	133	-	3.3%	44.8%		
	その他の建設	49	-		1.8%	19.0%	1	-23	-31.9%	72	-	1.8%	24.2%	1	
建設業	258	6.5	4.5	9.7%	100.0%	3	-39	-13.1%	297	7.5	7.3%	100.0%	4		
4	道路旅客	19	3.5		0.7%	9.0%	-1	-5.0%	20	3.7	0.5%	9.3%			
	道路貨物運送	191	11.0		7.1%	90.1%	3	1.6%	188	10.8	4.6%	87.4%			
	上記以外	2	1.0		0.1%	0.9%	-5	-71.4%	7	3.4	0.2%	3.3%			
運輸交通業	212	8.5	6.9	7.9%	100.0%	-3	-1.4%	215	8.6	5.3%	100.0%				
5	陸上貨物	6	-		0.2%	85.7%	4	200.0%	2	-	0.0%	50.0%			
	港湾運送	1	-		0.0%	14.3%	-1	-50%	2	-	0.0%	50.0%			
	貨物取扱	7	7.6		0.3%	100.0%	3	75.0%	4	4.4	0.1%	100.0%			
6	農業	47	10.9	5.6	1.8%	61.8%	-6	-11.3%	53	12.3	1.3%	72.6%	1		
	林業	29	21.5	23.5	1.1%	38.2%	9	45.0%	20	14.9	0.5%	27.4%	2		
	農林業	76	-		2.8%	100.0%	3	4.1%	73	12.9	1.8%	100.0%	3		
7	畜産	32	18.4		1.2%	86.5%	-8	-20.0%	40	22.9	1.0%	85.1%			
	水産	5	7.8	9.8	0.2%	13.5%	-2	-28.6%	7	10.9	0.2%	14.9%			
	畜産・水産	37	15.5		1.4%	100.0%	-10	-21.3%	47	19.7	1.1%	100.0%			
1号～7号計	985	5.6		36.8%		6	-82	-7.7%	1067	6.1	26.1%		7		
8	卸売	42	1.4		1.6%	14.3%	-4	-8.7%	46	1.5	1.1%	14.0%	1		
	小売	226	2.3		8.5%	76.9%	2	-15	-6.2%	241	2.5	5.9%	73.3%	2	
	上記以外	26	1.8		1.0%	8.8%	-16	-38.1%	42	2.9	1.0%	12.8%	1		
商業	294	2.0	2.2	11.0%	100.0%	2	-35	-10.6%	329	2.3	8.0%	100.0%	4		
9	金融	19	1.3	0.6	0.7%	82.6%	3	18.8%	16	1.1	0.4%	84.2%			
	広告・斡旋	4	1.1		0.1%	17.4%	1	33.3%	3	0.8	0.1%	15.8%			
	金融広告業	23	1.2		0.9%	100.0%	4	21.1%	19	1.0	0.5%	100.0%			
10	映画・演劇業	1	1.7		0.0%				1	1.7	0.0%				
11	通信業	28	4.2	3.4	1.0%		12	75.0%	16	2.4	0.4%				
12	教育研究業	20	0.4	0.4	0.7%		-25	-55.6%	45	1.0	1.1%				
13	医療保健	508	7.0		19.0%	52.5%	-782	-60.6%	1,290	17.9	31.6%	57.1%			
	社会福祉施設	450	6.6		16.8%	46.5%	-510	-53.1%	960	14.2	23.5%	42.5%	3		
	その他の保健衛生	10	7.3		0.4%	1.0%	1	11.1%	9	6.6	0.2%	0.4%			
保健衛生業	968	6.9	2.0	36.2%	100.0%	-1,291	-57.1%	2,259	16.0	55.3%	100.0%	3			
14	旅館	21	2.5		0.8%	16.3%	-14	-40.0%	35	4.1	0.9%	22.7%			
	飲食店	72	2.4		2.7%	55.8%	-11	-13.3%	83	2.7	2.0%	53.9%			
	その他の接客	36	4.1		1.3%	27.9%			36	4.1	0.9%	23.4%			
接客娯楽業	129	2.7	2.8	4.8%	100.0%	-25	-16.2%	154	3.2	3.8%	100.0%				
15	清掃・と畜	109	9.3		4.1%		15	16.0%	94	8.0	2.3%				
16	官公署	7	0.2		0.3%		2	40%	5	0.1	0.1%				
17	派遣	6	-		0.2%	5.5%	3	100.0%	3	-	0.1%	3.1%			
	その他の事業	103	-		3.9%	94.5%	8	8.4%	95	-	2.3%	96.9%			
その他の事業	109	1.9		4.1%	100.0%	11	11.2%	98	1.7	2.4%	100.0%				
第三次産業計	1688	3.3		63.2%		3	-1,332	-44.1%	3020	5.9	73.9%		7		
総 計	2,673	3.9	2.3	100.0%		9	-1,414	-34.6%	4,087	6.0	100.0%		14		

統計表の見方

労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

第三次産業は、上記表の8号から17号までの業種が対象。

第14次労働災害防止計画における『陸上貨物運送事業』は「道路貨物運送業」(4-3)と「陸上貨物取扱業」(5-1)の合計

：上位 1 0

：下位 1 0

業種別労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症の内訳含む）

号	業種	令和5年				令和4年			
		死傷者数	うち新型コロナ ウイルス感染症	差引	構成比	死傷者数	うち新型コロナ ウイルス感染症	差引	構成比
1	食料品	150		150	7.4%	163	10	153	7.6%
	木材・木製品	36		36	1.8%	33	10	23	1.1%
	化学工業	13		13	0.6%	18		18	0.9%
	窯業土石	30		30	1.5%	30		30	1.5%
	金属製品	36		36	1.8%	50		50	2.5%
	一般機械器具	15		15	0.7%	11		11	0.5%
	電気機械器具	11		11	0.5%	11		11	0.5%
	輸送機械	25		25	1.2%	31	1	30	1.5%
	上記以外	78	3	75	3.7%	77	3	74	3.7%
2	鉱業	1		1	0.0%	7		7	0.3%
3	土木工事	81		81	4.0%	92	2	90	4.5%
	建築工事	128		128	6.3%	133	2	131	6.5%
	その他の建設	49		49	2.4%	72	14	58	2.9%
4	道路旅客	19		19	0.9%	20		20	1.0%
	道路貨物運送	191		191	9.4%	188		188	9.3%
	上記以外	2		2	0.1%	7	1	6	0.3%
5	陸上貨物	6		6	0.3%	2		2	0.1%
	港湾運送	1		1	0.0%	2		2	0.1%
6	農業	47		47	2.3%	53	6	47	2.3%
	林業	29		29	1.4%	20		20	1.0%
7	畜産	32		32	1.6%	40		40	2.0%
	水産	5		5	0.2%	7		7	0.3%
1号～7号計		985	3	982	48.4%	1,067	49	1,018	50.4%
8	卸売	42		42	2.1%	46	1	45	2.2%
	小売	226	3	223	11.0%	241	19	222	11.0%
	上記以外	26		26	1.3%	42	12	30	1.5%
9	金融	19		19	0.9%	16		16	0.8%
	広告・斡旋	4		4	0.2%	3	1	2	0.1%
10	映画・演劇業	1		1	0.0%	1		1	0.0%
11	通信業	28		28	1.4%	16		16	0.8%
12	教育研究業	20	1	19	0.9%	45	9	36	1.8%
13	医療保健	508	403	105	5.2%	1,290	1,193	97	4.8%
	社会福祉施設	450	227	223	11.0%	960	752	208	10.3%
	その他の保健衛生	10		10	0.5%	9	1	8	0.4%
14	旅館	21		21	1.0%	35	6	29	1.4%
	飲食店	72	1	71	3.5%	83	8	75	3.7%
	その他の接客	36		36	1.8%	36	1	35	1.7%
15	清掃・と畜	109	1	108	5.3%	94		94	4.7%
16	官公署	7		7	0.3%	5		5	0.2%
17	派遣	6		6	0.3%	3		3	0.1%
	その他の事業	103	3	100	4.9%	95	14	81	4.0%
第三次産業計		1,688	639	1,049	51.6%	3,020	2,017	1,003	49.6%
総計		2,673	642	2,031		4,087	2,066	2,021	

コロナ除く増減数 増減比

10 0.5%

統計表の見方

労働者死傷病報告（休業4日以上）による。
第三次産業は、上記表の8号から17号までの業種が対象。

令和 5 年死亡災害概要

No.	発生日	年齢	性別	業 種	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	1月	60代	男	非鉄金属 製造業	破裂	その他の装 置、設備	大型タイヤを解体するため、空気を抜かずにホイールに装着されたボルトをガス溶断した。その後、何らかの要因で当該タイヤが破裂したものの。
2	1月	70代	男	その他の 建設業	はさま れ・巻き 込まれ	解体用機械	小型解体用つかみ機（以下「解体用機械」という）により瓦礫等を整理作業中、解体用機械を後退させたところ、解体用機械の後方で手作業により瓦礫の仕分け作業を行っていた作業者を轢いたものの。
3	3月	70代	男	土木工事業	飛来・落 下	解体用機械	解体用つかみ機を使用して丸太をトラックに積み込むため旋回中に、旋回範囲内に被災者がいるのに気づき、急停止したところ、反動で掴んでいた丸太が外れて被災者に当たったものの。
4	4月	70代	男	官公署	墜落・転 落	地山・岩石	刈払い機を使用して公園の草刈り作業中に高さ約3.7メートルから転落したものの。
5	5月	50代	男	林業	激突され	立木等	立木に受け口を作り、追い口を作ろうとしたところ、チェーンソーの刃が深く入り過ぎたため、伐倒方向が変わり被災者に激突したものの。
6	6月	50代	男	商業	墜落・転 落	トラック	200リットルのオイルが入ったドラム缶を2トントラックにテールゲートリフターを使用して荷積み作業中にバランスを崩し、約80センチメートルの高さからドラム缶と一緒に地上に転落し、ドラム缶が倒れていた作業者の頭部に激突したものの。
7	7月	60代	女	林業	その他	その他の環境	山中で刈払機を使って下刈り作業を行っていたところ、蜂に右腕を刺されてアナフィラキシーショックを起こしたものの。
8	8月	60代	男	商業	交通事故	乗用車、バ ス、バイク	原動機付自転車で新聞配達のため道路を走行中、道路の縁石に接触して転倒したものの。
9	9月	60代	男	建築工事 業	墜落・転 落	屋根、はり、もや、 けた、合掌	工場内に設置されている天井クレーンのトロリー線に取り付けられた碇子の調整作業を鉄骨梁上で行っていたところ墜落したものの。

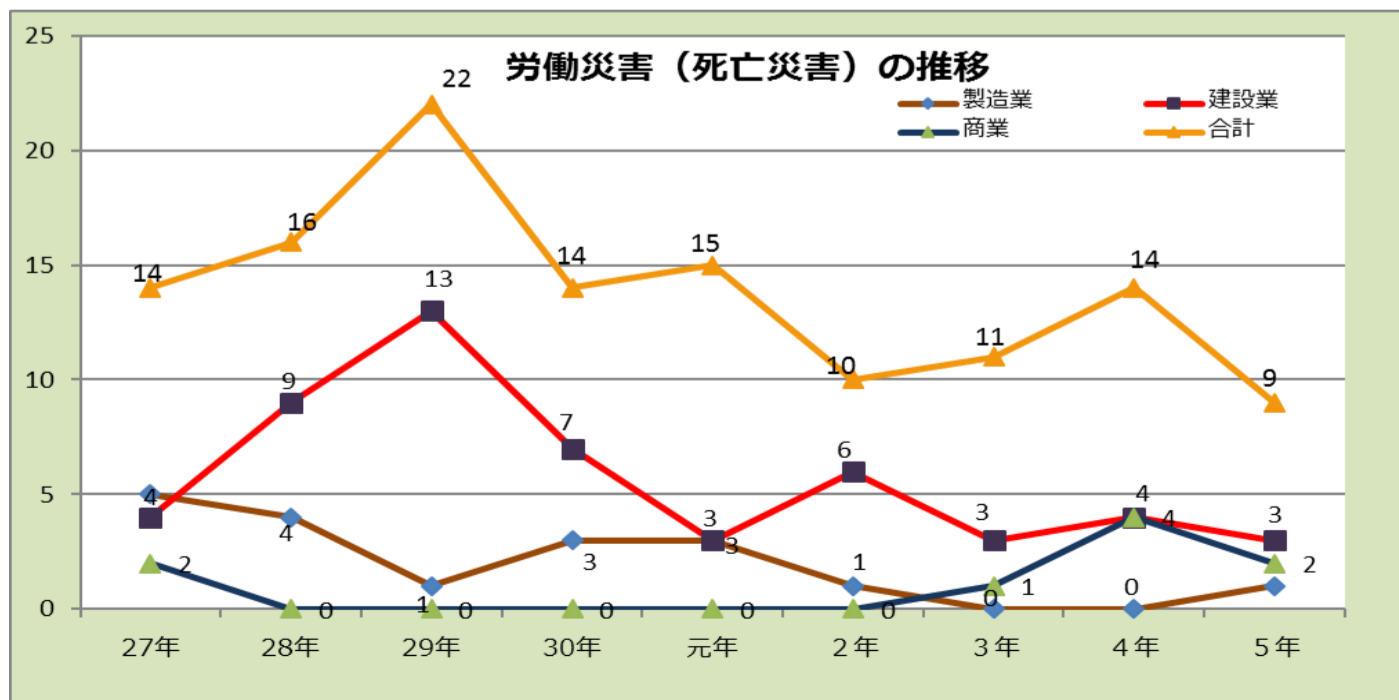
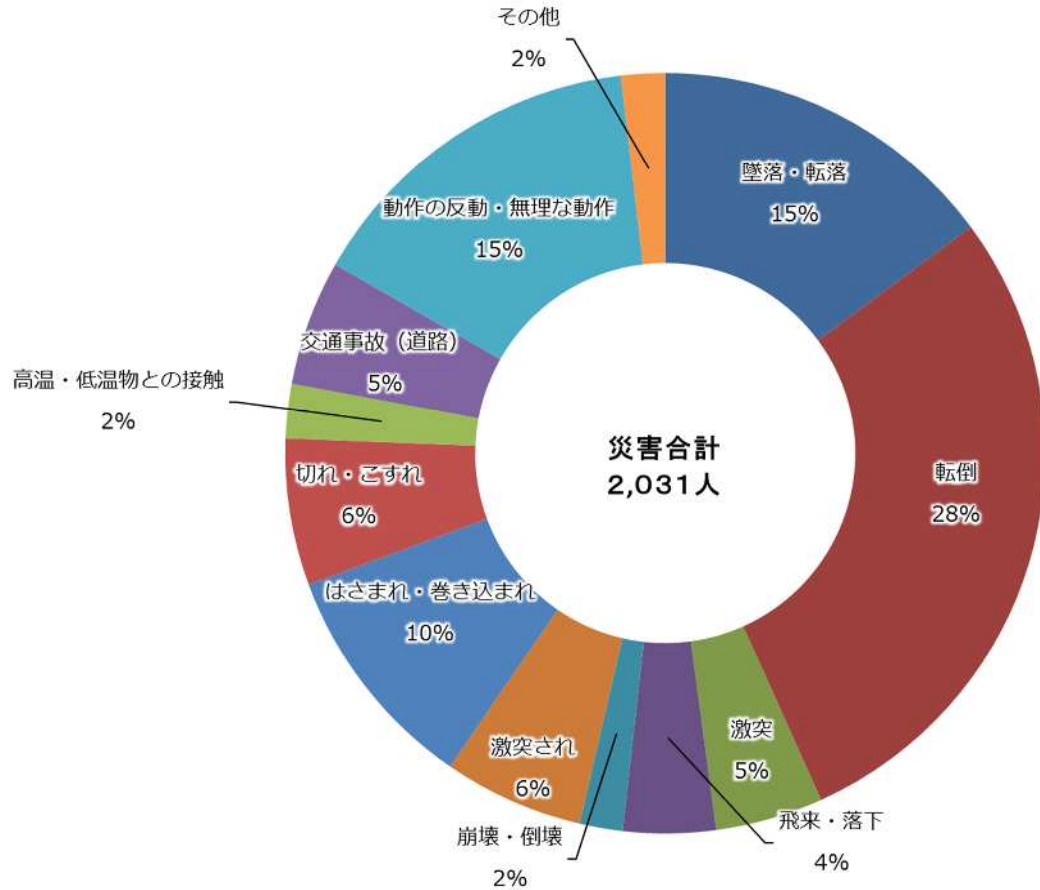
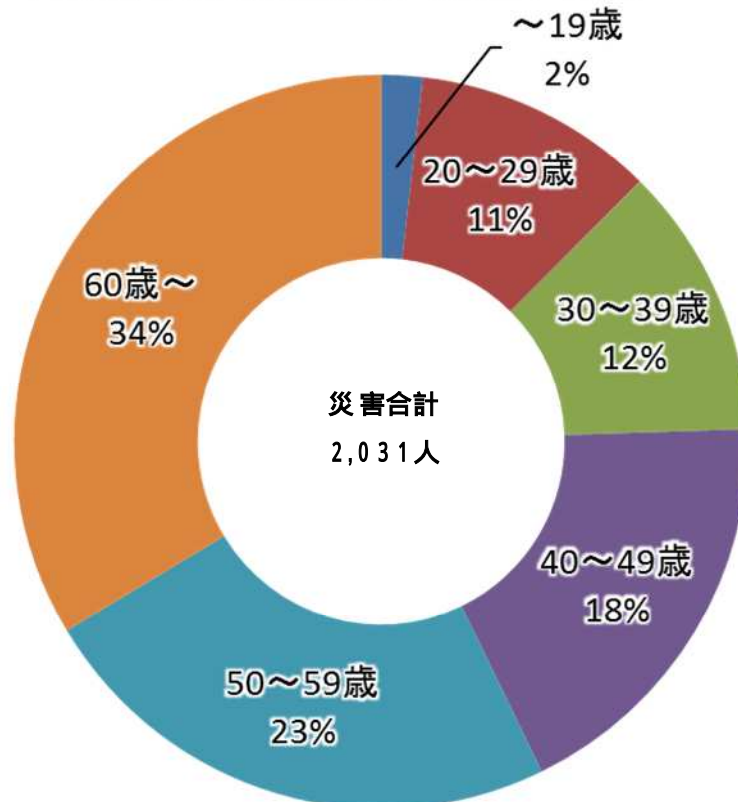


図 1

事故の型別労働災害発生状況（コロナ除く） 図2



労働者年齢別発生状況（コロナ除く） 図3



熊本労働局第14次労働災害防止推進計画(14次防)

令和5年度から令和9年度までの5年間で「14次防」として、労働災害防止計画を推進しています。計画の重点事項として、以下の7つの取り組みを行います。裏面にある表は14次防での達成目標を示したものです。各事業場での取り組み率を目標としておりますので、積極的な取り組みをお願いします。

それぞれの取り組みにかかる情報を熊本労働局ホームページで発信しております。下記QRコードから確認ができますので、ぜひご覧ください。

重点事項

- 1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
 - ア 安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会環境の整備
 - イ 労働安全衛生におけるDXの推進
- 2) 行動災害の防止対策
- 3) 高年齢労働者の労働災害防止対策
- 4) 多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策
- 5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6) 業種別の労働災害防止対策
 - ア 陸上貨物運送業対策
 - イ 建設業対策
 - ウ 製造業対策
 - エ 林業対策
- 7) 労働者の健康確保対策
 - ア メンタルヘルス対策
 - イ 過重労働対策
 - ウ 産業保健活動の推進
 - エ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - (1)化学物質による健康障害防止対策
 - (2)石綿、粉じんによる健康障害防止対策
 - (3)熱中症、騒音による健康障害防止対策
 - (4)電離放射線による健康障害防止対策



(アウトプット・アウトカム指標一覧)

No	重点事項	アウトプット指標	判定基準	アウトカム指標
1	行動災害 防止対策	【全業種】 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り 組む事業場の割合を2027年までに50%以上とす る。	・耐滑靴、踏みにくい靴の導入。 ・転倒危険箇所マップの作成。 ・滑りにくい床面塗装の採用。 ・転倒防止体操の励行。 ・転倒災害防止に係る安全衛生教育の定例化。等	・転倒の年齢層別死傷年千人率を2022 年と比較して2027年までに男女とも その増加に歯止めをかける。 ・転倒による平均休業見込日数を2027 年までに40日以下とする。 ・社会福祉施設における腰痛の死傷年 千人率を2022年と比較して2027年 までに減少させる。
2		卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員 以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80% 以上とする。	・非正規社員を含む雇入れ時の教育の実施。 ・年間計画に基づく教育の実施。 ・作業手順の作成とその周知の実施。等	
3		介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入して いる事業場の割合を2023年と比較して2027年までに 増加させる。	・導入のための推進チームの結成。 ・リフト等の福祉用具の導入。 ・職員研修の実施と責任者の選任。等	
4	高齢 労働者 対策	【全業種】 Iイグ リフト・リグ・ド ラインに基づく高齢労働者の安全確保 の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50% 以上とする。	・Iイグ アクション100のフィグットの活用。 ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入。 ・高齢者の特性を考慮した作業管理。 ・高齢者の健康や体力の状況に応じた対応。等	・60歳以上の死傷年千人率を2022年 と比較して2027年までに男女ともそ の増加に歯止めをかける。 ・50歳以上の労働者の新型コロナウイ ルス感染症を除く災害発生件数を 2022年と比較して2027年までにその 増加に歯止めをかける。
5	外国人 労働者 対策	【全業種】 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国 人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行 っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・職場の安全サイト掲載の動画教材の使用。 ・厚労省HP掲載のマンガ教材の使用。 ・事業者が独自に作成した教材の使用。等	・外国人労働者の死傷年千人率を2027 年までに全体平均以下とする。
6	陸上貨物 運送事業	陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイド ラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事 業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年ま でに45%以上とする。	・陸運事業者及び荷主等のそれぞれに荷役災害担当者を 指名。 ・陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置。 ・安全作業連絡書による連絡調整の実施。等	・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027 年までに2022年と比較して5%以上 減少させる。
7	建設業	墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り 組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とす る。	・COHSMS、ISO45001の導入。 ・建設店社でのリスクアセスメントの実施。 ・建設現場でのリスクアセスメント（リスクKYを含む）の実施。等	・建設業の死亡者数を2027年までに 2022年と比較して15%以上減少させ る。 ・建設業の死傷者数を2027年までに 2022年と比較して5%以上減少させ る。
8		はさまれ・巻き込まれ災害及び激突され災害の防止に 関するリスクアセスメントに取り組む土木工事業の事業場の割合 を2027年までに85%以上とする。		
9		切れ・こすれ災害及び転倒災害の防止のリスクアセスメント に取り組む建築工事業の事業場の割合を2027年までに 85%以上とする。		
10	製造業	機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り 組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上と する。	・「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスク アセスメントの実施。 ・機械関係の作業マニュアルの作成及び関係労働者への 周知。 ・はさまれ危険箇所の見える化の実施。等	・製造業における機械によるはさまれ・ 巻き込まれの死傷者数を2027年ま でに2022年と比較して5%以上減少 させる。
11		切れ・こすれ災害及び転倒災害の防止に取り組む食料 品製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上と する。	・切れ・こすれ災害に関して、 ・使用機械のリスクアセスメントの実施。 ・包丁の使用に関して、保護手袋の使用。等 ・転倒災害に関しては「行動災害防止対策」に同じ。	・食料品製造業の死傷者数を2027年 までに2022年と比較して5%以上減少 させる。
12	林業	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイ ドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割 合を2027年までに50%以上とする。	・現場での事前実地調査結果に基づきリスクアセスメントを実施 した上での作業計画の策定。 ・適正な受け口、追い口、つるの作成。 ・偏心木、裂けやすい木に対する追いつる切りの採用。 等	・林業の死亡者数を2027年までに2022 年と比較して15%以上減少させる。
13		作業開始前の朝礼において、チェックリストに基づい て作業者の資格の確認を行う事業所の割合を2027年 までに80%以上とする。	・熊本労働局で事業者向けに作成したチェックリストを 用いて確認している。 ・事業者が独自に作成したチェックリストにより確認し ている。等	
14	健康確保 対策	企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに 70%以上とする。	・年次有給休暇管理簿に基づいて、毎年一定の基準日を 定めて取得率を算定している。等	・週労働時間40時間以上である雇用者 のうち、週労働時間60時間以上の雇 用者の割合を2025年までに5%以下 とする。
15		勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025年までに15%以上とする。	・就業規則又は労働協約において、終業から次の始業ま での休息時間を9時間以上確保することを定めている。 等	
16		メンタルヘルス対策に取り組む事業者（労働者10人 以上）の割合を2027年までに80%以上とする	・ストレスチェックの実施。 ・メンタルヘルスに係る研修会の実施。 ・心の健康づくり計画の作成。等	
17		50人以上の事業場におけるストレスチェックの集団分 析実施の割合を2027年までに90%以上とする。。	・実施者による集団分析の実施。 ・衛生委員会への分析結果の報告・検討。等	
18		50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実 施の割合を2027年までに50%以上とする。	・ストレスチェック指針に基づく適正なストレスチェッ クの実施。等	
19	必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合 を2027年までに80%以上とする。	・外部資源を含めた産業保健スタッフの確保と相談体制 の整備。 ・治療と仕事の両立支援制度の導入。等		
20	化学物質 対策	労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベ ル表示・安全データシート（以下「SDS」という。） の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害 性が把握されている化学物質について、ラベル表示、 SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年ま でにそれぞれ80%以上とする。	・GHS分類が行われている全ての化学物質を含有する 製品について、ラベルの表示、SDSの交付を行っている。 ・SDSの交付については、直接交付する以外に、自社の ホームページにデータを掲載するとともに、そのアド レスを相手に通知している。等	・化学物質の性状に関連の強い死傷災 害（有害物等との接触、爆発、火災に よるもの）の件数を2018年から2022 年までの5年間と比較して、2023年 から2027年までの5年間で、5%以上 減少させる。
21		労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメン トの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有 害性が把握されている化学物質について、リスクアセ スメントを行っている事業場の割合を2025年までに 80%以上するとともに、リスクアセスメント結果に 基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するた め必要な措置を実施している事業場の割合を2027年 までに80%以上とする。	・GHS分類が行われている全ての化学物質を含有する 製品について、SDSの交付を受けた上でリスクアセ スメントを行っている。 ・リスクアセスメントの実施結果に基づき、衛生委員会 においてばく露低減措置を検討し実施している。等	
22		熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業 場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させ る。	・環境省の暑さ指数メール配信サービス等の活用。 ・暑さ指数計の導入と活用。等	
22			・14次防期間中の5年間に熱中症によ る死亡者を発生させないこと、及び、 不休災害を含む死傷災害の増加率を 第13防期間と比較して減少させる。	